

医危第3764号
令和5年10月25日

一般社団法人神奈川県精神科病院協会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第3.0版）」について（周知）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第3.0版）」の周知について」が発出されました。

本手引きの第2.0版から複数箇所改訂されておりますので、ご承知おきください。また、新型コロナウイルス感染症の対応に関する医療機関向けの啓発資料について事務連絡が発出されておりますので、併せてご報告いたします。

詳細については、別添の資料をご確認ください。

また、貴会員への周知をお願いします。

【添付資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第3.0版）」の周知について
(令和5年10月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第3.0版）
- ・新型コロナウイルス感染症の対応に関する医療機関向けの啓発資料について
(令和5年10月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)
- ・【別紙】医療機関向けのリーフレット

問合せ先
感染症対策企画グループ
亀山、森
電 話 045-210-4791

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊
罹患後症状のマネジメント（第 3. 0 版）」の周知について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応及び行政との連携体制の構築のための研究」（令和 5 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）のもと、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」の改訂を行いました。

本手引きは、COVID-19 の罹患後症状に関する診療のアプローチ・フォローアップ方法などについて、医療従事者等の助けとすることを目的に、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の別冊として、国内外の最新の知見や、罹患後症状についての専門家の知見をとりまとめたものです。これまで令和 3 年 12 月 1 日に暫定版、令和 4 年 4 月 28 日に第 1. 0 版、同年 6 月 14 日に第 1. 1 版、同年 10 月 17 日に第 2. 0 版を作成しております。

手引きの内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、よろしく御願い申し上げます。

記

第 2. 0 版から第 3. 0 版への主な改訂箇所

- ▶ 第 1 章：国内外の最新の知見等（令和 4 年度厚生労働科学研究[※]を含む）を更新
- ▶ 第 2 章：プライマリケア医に向けた内容を大幅に追加し「医療面接」等の中項目を追加
- ▶ 第 3～12 章：国内外の最新の知見等を更新
- ▶ 第 10 章：医療機関—学校等の関係者間連携と説明をコラムとして新設
- ▶ 第 13 章：罹患後症状の診断書や意見書の記載例を新設
- ▶ 第 14 章：症例集を新設

[※]新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「新型コロナウイルス感染症による他疾患を含めた医療・医学に与えた影響の解明に向けた研究（入院患者と住民を対象とした、大規模疫学調査）」

事務連絡
令和5年10月20日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の対応に関する
医療機関向けの啓発資料について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、同年5月8日より、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、これまで新型コロナ診療に対応していなかった医療機関も含めて、幅広い医療機関に新型コロナ診療に当たっていただける環境を整備することが重要であるとの観点から、

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について」（令和5年4月4日付け事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について（第二報）」（令和5年4月17日付け事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について（第三報）」（令和5年5月26日付け事務連絡）

によって、医療機関向けの啓発資料について周知したところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、当該啓発資料の内容について、一部内容の更新（別紙）を行いました。

貴部（局）におかれましては、内容について御了知の上、引き続き幅広い医療機関に新型コロナ診療に当たっていただくため、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、各医会等の関係団体に対しては、弊省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。

以上